



島根県報

令和2年1月31日（金）

第 7 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環 境 政 策 課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 3

換地計画書の縦覧（2件） (") 4

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 4

【公 告】

家畜商講習会の開催 (畜 産 課) 5

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

【病院局告示】

島根県立病院入院規程の一部改正 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

- (1) 対象事業に太陽電池発電所の設置及び変更の工事業を追加することとした。（別表第1—別表第3関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第2号

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項の1中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 太陽電池発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「太陽電池発電所敷地等」という。）の面積が50ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業

別表第1の5の項の2中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 太陽電池発電所敷地等の面積が50ヘクタール以上増加することとなる太陽電池発電所の変更の工事業

別表第1の13の項の7及び8中「100キロリットル」を「100トン」に改める。

別表第2中24の項を25の項とし、14の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、同表13の項中「1の(4)又は2の(4)」を「1の(5)又は2の(5)」に改め、同項を同表14の項とし、同表12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
-----------------------------------	-------------	---

別表第3中24の項を25の項とし、14の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、同表13の項中「1の(4)又は2の(4)」を

「1の(5)又は2の(5)」に改め、同項を同表14の項とし、同表12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
-----------------------------------	-------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（以下「対象事業」という。）であつて、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第25条第2項に規定する事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）に係る条例第2章から第11章までに規定する手続につ

いては、なお従前の例による。

- (1) 施行日前に条例第29条第1項に規定する許認可等が与えられ、又は同項に規定する特定届出がなされた事業
 - (2) 施行日前に環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項第2号ロの国の補助金等又は補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第3号の負担金、交付金若しくは給付金の交付の決定がなされた事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- 3 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であるものに限る。）により対象事業として実施されるものに係る条例第2章から第11章までに規定する手続については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施する者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、条例第5条から第22条まで又は条例第11条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 5 条例第23条から第25条まで、条例第26条第2項、条例第28条、条例第31条及び条例第32条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年島根県規則第2号）附則第4項に規定する対象事業を実施する者」と読み替えるものとする。

告

示

島根県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

邑智郡石見土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

日野原哲夫 邑智郡邑南町矢上2332番地
大田 昌史 邑智郡邑南町中野2520番地
三浦 秀樹 邑智郡邑南町井原2911番地
寺本 梶 邑智郡邑南町日貫731番地
和田 清文 邑智郡邑南町日和1103番地3
秋田 勝秀 邑智郡邑南町矢上2561番地

監事

土井 英徳 邑智郡邑南町矢上1705番地1
寺本 保 邑智郡邑南町日和1896番地

2 就任年月日

令和元年10月13日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

秋田 勝秀 邑智郡邑南町矢上2561番地
 大田 昌史 邑智郡邑南町中野2520番地
 三浦 秀樹 邑智郡邑南町井原2911番地
 寺本 梟 邑智郡邑南町日貫731番地
 和田 清文 邑智郡邑南町日和1103番地3
 日野原哲夫 邑智郡邑南町矢上2332番地

監事

土井 英徳 邑智郡邑南町矢上1705番地1
 寺本 保 邑智郡邑南町日和1896番地

島根県告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区（和野工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑南地区（猪子山工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

島根県告示第42号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成28年島根県告示第55号による保険に付すべき義務は、令和2年1月21日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

恵曇加入区

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により公告する。

令和2年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 講習会を開催する指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

令和2年3月11日（水）及び3月12日（木）

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁6階605会議室

4 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令について 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴について 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,562円を、講習会初日に会場受付で納付すること。

(3) 受講申込書の提出期限

令和2年2月20日（木）（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1 島根JAビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、押印の上、受付場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、84円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定形）を同封すること。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。
- (2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷（電話0852-31-3609）にすること。

別記様式

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

令和 年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人 島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

氏 名

Ⓔ

(電話番号 — —)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江地方法務局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年7月24日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

松江市東朝日町、西津田一丁目の一部及び二丁目地内

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第1号

島根県立病院入院規程（平成19年島根県病院局告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第2条中「入院申込書（別記様式その1）及び身元引受書兼診療費等支払保証書（別記様式その2）」を「入院申込書兼身元引受書（別記様式その1）及び診療費等支払保証書（別記様式その2）」に改める。

別記様式その1及び別記様式その2を次のように改める。

別記様式その1 (第2条関係)

ID	□□-□□-□□-□
入院日	年 月 日

入 院 申 込 書 兼 身 元 引 受 書

患	現住所	〒□□□-□□□□ 電話 ()		
	ふりがな 氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	職 業			
勤 務 先	名 称			
	住 所	〒□□□-□□□□ 電話 ()		
者 緊 急 連 絡 先	ふりがな 氏名		続柄	
	<input type="checkbox"/> 自宅 電話 () <input type="checkbox"/> その他 () 電話 ()			

(注) 緊急連絡先は、家族の方等に必ず連絡の取れるところを記入してください。

への入院を申し込みます。

年 月 日

申 込 者	現住所	〒□□□-□□□□ 電話 ()		
	ふりがな 氏名		患者と の関係	
	職 業			
	勤 務 先	名 称		
	電 話			

様

- (注) 1 申込者が患者本人の場合、「申込者」欄の記入については、「氏名」欄以外の記入は不要です。
 2 この入院申込書は、「申込者」本人が自署する場合は、押印は不要です。ただし、それ以外の場合
 は、氏名の右横に押印が必要となります。

上記患者の貴院入院中の患者本人の身上に関する事項は、身元引受人において引き受け、退院の指示があった場合には、指定の期日に本人を引き取ります。

なお、身元引受人の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出ることとします。

身元引受人	現住所	〒□□□-□□□□		電話	()	
	ふりがな 氏名				患者と の関係	
	職 業			生年月日	年 月 日	
	勤 務 先	名 称				
		住 所	〒□□□-□□□□		電話	()

(注) 1 身元引受人は、成年者をお願いします。

なお、支払義務者又は連帯保証人が身元引受人となる場合、「身元引受人」欄の記入については、「氏名」欄以外の記入は不要です。

2 「身元引受人」本人が自署する場合は、押印は不要です。ただし、それ以外の場合は、氏名の右横に押印が必要となります。

別記様式その2 (第2条関係)

診 療 費 等 支 払 保 証 書

年 月 日

様

ふりがな

患者氏名

上記患者の貴院入院中の診療費等は、納入通知書記載の納付期限内に支払義務者が必ず支払いいたします。

万一、指定の期日までに診療費等の支払ができなかった場合には、連帯保証人が支払義務者と連帯して極度額 円の範囲内で、滞り無く支払いいたします。

なお、支払義務者及び連帯保証人の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出ることとします。

支 払 義 務 者	現住所	〒□□□-□□□□		電話	()	
	ふりがな 氏名				Ⓜ	患者と の関係
	職 業			生年月日	年 月 日	
	勤 務 先	名 称				
	住 所	〒□□□-□□□□		電話	()	
連 帯 保 証 人	現住所	〒□□□-□□□□		電話	()	
	ふりがな 氏名				Ⓜ	支払義務者 との関係
	職 業			生年月日	年 月 日	
	勤 務 先	名 称				
	住 所	〒□□□-□□□□		電話	()	

(注) 1 支払義務者は、支払能力を有する成年者をお願いします。

なお、患者さんが未成年者等の場合は、親権者等の方をお願いします。

(この要件を満たす場合、患者さんと支払義務者とが同一人でも差し支えありません。)

2 連帯保証人は、支払義務者とは独立した生計を営む支払能力を有する成年者をお願いします。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。